

## 議案第 84 号

### 日進市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日進市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、日進市下水道事業の設置等に関する条例を制定する必要があるからであります。

#### 2 制定内容

- (1) 財務規定等の適用に関し必要な事項を定める。
- (2) 関連する条例の整備を行う。

## 日進市下水道事業の設置等に関する条例

令和 年 月 日  
条 例 第 号

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業の排水区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画に定める区域とする。

(2) 農業集落排水事業の排水区域は、日進市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成7年日進市条例第3号）第2条第2項に定める処理施設の処理する区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(日進市農業集落排水処理施設事業特別会計設置に関する条例及び日進市下水道事業特別会計設置に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 日進市農業集落排水処理施設事業特別会計設置に関する条例(平成8年日進市条例第3号)

(2) 日進市下水道事業特別会計設置に関する条例(昭和60年日進町条例第2号)  
(日進市監査委員に関する条例の一部改正)

3 日進市監査委員に関する条例(昭和39年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(決算、証書類等の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第233条第2項、 地方公営企業法(昭和27年法律第292 号)第30条第2項</u>又は地方公共団体の 財政の健全化に関する法律(平成19年 法律第94号)第3条第1項若しくは第22 条第1項の規定により決算、証書類等 が審査に付されたときは、70日以内 に意見を付けて市長に回付しなけれ ばならない。</p>	<p>(決算、証書類等の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項又 は地方公共団体の財政の健全化に関 する法律(平成19年法律第94号)第3条 第1項若しくは第22条第1項の規定に より決算、証書類等が審査に付され たときは、70日以内に意見を付けて 市長に回付しなければならない。</p>
---	---